

(現改比較)「障害者割引」に関する特約

現 改 比 較 表

現行	改正
第1条（目的） （中略） 2. 本サービスは、当社の定める<u>身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号）及び知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 76 号）</u>に定める割引の取扱いをする乗車券類（以下「障害者割引乗車券」といいます。）及び当社の定める旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号。以下「旅客規則」といいます。）第 22 条の 2 第 1 項に基づき特別の運送条件を定めて発売する個人旅行用乗車券類であって、<u>身体障害者旅客運賃割引規則または知的障害者旅客運賃割引規則</u>で定める割引の取扱いを行う旅客を対象に発売するものとして、当社が別に定める乗車券類（以下「特別企画乗車券」といいます。）を発売するものです。 3. 障害者割引乗車券の発売に係る適用範囲、発売対象者、介護者、割引乗車券類の種類、取扱区間、割引率、払戻及び乗車券類の利用条件は、<u>身体障害者旅客運賃割引規則または知的障害者旅客運賃割引規則</u>に定めるところによります。 （中略） 第4条（手帳情報の登録手続） （中略） 2. 会員は、登録手続にあたり当社の定める手順によりデジタル庁が運営するオンラインサービスである「マイナポータル」（以下「マイナポータル」といいます。）に遷移し、マイナポータルが定める手順に従って次の各号の情報（各号の情報を総称し、以下「手帳情報」といいます。）について照会・取得するものとします。 （1）身体障害者手帳情報 （2）身体障害者手帳初回交付年月日 （3）身体障害者手帳返還年月日 （4）身体障害者手帳再交付年月日	第1条（目的） （中略） 2. 本サービスは、当社の定める<u>身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 9 号）、知的障害者旅客運賃割引規則（平成 3 年 11 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 76 号）及び精神障害者旅客運賃割引規則（2024 年 12 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 11 号）</u>に定める割引の取扱いをする乗車券類（以下「障害者割引乗車券」といいます。）及び当社の定める旅客営業規則（昭和 62 年 4 月東日本旅客鉄道株式会社公告第 4 号。以下「旅客規則」といいます。）第 22 条の 2 第 1 項に基づき特別の運送条件を定めて発売する個人旅行用乗車券類であって、<u>身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則または精神障害者旅客運賃割引規則</u>で定める割引の取扱いを行う旅客を対象に発売するものとして、当社が別に定める乗車券類（以下「特別企画乗車券」といいます。）を発売するものです。 3. 障害者割引乗車券の発売に係る適用範囲、発売対象者、介護者、割引乗車券類の種類、取扱区間、割引率、払戻及び乗車券類の利用条件は、<u>身体障害者旅客運賃割引規則、知的障害者旅客運賃割引規則または精神障害者旅客運賃割引規則</u>に定めるところによります。 （中略） 第4条（手帳情報の登録手続） （中略） 2. 会員は、登録手続にあたり当社の定める手順によりデジタル庁が運営するオンラインサービスである「マイナポータル」（以下「マイナポータル」といいます。）に遷移し、マイナポータルが定める手順に従って次の各号の情報（各号の情報を総称し、以下「手帳情報」といいます。）について照会・取得するものとします。 （1）身体障害者手帳情報 （2）身体障害者手帳初回交付年月日 （3）身体障害者手帳返還年月日 （4）身体障害者手帳再交付年月日

(現改比較)「障害者割引」に関する特約

(5) 身体障害者手帳番号 (6) 身体障害者手帳 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分 (7) 療育手帳情報 (8) 療育手帳番号 (9) 療育手帳交付年月日 (10) 療育手帳 返還年月日 (11) 療育手帳再交付年月日 (12) 療育手帳次回判定年月 (13) 療育手帳 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分 (中略) 第 6 条（手帳情報の有効期限について） 会員が登録した手帳情報を適用して本サービスを利用することができるのは、手帳情報の登録手続を行った日から、次の各号に定める期日のうち最も早く到来する期日まで（以下「有効期限」といいます。）となります。有効期限を経過後に当該手帳情報を適用して本サービスを利用する場合、会員は事前に次条に定める更新手続を行うものとします。 (1) 登録手続を行った日から 1 年後 (2) 身体障害者手帳返還年月日 (3) 療育手帳返還年月日 (4) 療育手帳次回判定年月 (中略) 第 16 条（本特約の発効） 本特約は、日本標準時間 2024 年 2 月 26 日より有効とします。	(5) 身体障害者手帳番号 (6) 身体障害者手帳 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分 (7) 療育手帳情報 (8) 療育手帳番号 (9) 療育手帳交付年月日 (10) 療育手帳 返還年月日 (11) 療育手帳再交付年月日 (12) 療育手帳次回判定年月 (13) 療育手帳 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分 <u>(14) 精神障害者保健福祉手帳情報</u> <u>(15) 精神手帳番号</u> <u>(16) 精神手帳交付年月日</u> <u>(17) 精神手帳返還年月日</u> <u>(18) 精神手帳再交付年月日</u> <u>(19) 精神手帳有効期間終了年月日</u> <u>(20) 精神障害者保健福祉手帳 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分</u> (中略) 第 6 条（手帳情報の有効期限について） 会員が登録した手帳情報を適用して本サービスを利用することができるのは、手帳情報の登録手続を行った日から、次の各号に定める期日のうち最も早く到来する期日まで（以下「有効期限」といいます。）となります。有効期限を経過後に当該手帳情報を適用して本サービスを利用する場合、会員は事前に次条に定める更新手続を行うものとします。 (1) 登録手続を行った日から 1 年後 (2) 身体障害者手帳返還年月日 (3) 療育手帳返還年月日 (4) 療育手帳次回判定年月 <u>(5) 精神手帳返還年月日</u> <u>(6) 精神手帳有効期間終了年月日</u> (中略) 第 16 条（本特約の発効） 本特約は、日本標準時間 2024 年 2 月 26 日より有効とします。
---	---

(現改比較)「障害者割引」に関する特約

2026 年 6 月 1 日一部改正、同日実施。

2026 年 6 月 1 日一部改正、同日実施。

2026 年 7 月 31 日一部改正、同日実施。